

保 医 発 1022 第 8 号
平成 26 年 10 月 22 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

} 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

データの提出に遅延等が認められた保険医療機関におけるデータ提出加算の取扱いについて

「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）第1章第2部第2節入院基本料等加算に規定する項目のうち、A245 データ提出加算については、データの提出（データの再照会に係る提出も含む。）に遅延等が認められた保険医療機関は、当該月の翌々月において当該加算が算定できないこととされているところである。

今般、下記の保険医療機関において、平成26年9月22日に提出すべき平成26年4月から6月分の再照会に係るデータの提出に遅延等が認められたため、平成26年11月のデータ提出加算を算定することができないことから、その取扱いに遺漏のないよう関係者に対し、周知徹底を図られたい。

記

保険医療機関名	適用期間
神奈川県横浜市戸塚区戸塚町116 医療法人横浜柏堤会戸塚共立第1病院	
神奈川県厚木市温水118-1 医療法人沖縄徳洲会湘南厚木病院	
新潟県新潟市秋葉区東金沢1459番地1 下越病院	平成26年11月1日から
大阪府岸和田市中井町1丁目12番1号 医療法人盈進会岸和田盈進会病院	平成26年11月30日まで
大阪府大阪狭山市半田5丁目2610-1 医療法人さくら会さくら会病院	
兵庫県神戸市須磨区大池町5丁目18番1号 高橋病院	



保険医療機関名	適用期間
愛媛県松山市大手町2丁目6番地5 松山市民病院	
長崎県平戸市鏡川町278番地 医療法人医理会柿添病院	平成26年11月1日から 平成26年11月30日まで
大分県別府市青山町7番52号 野口病院	